

令和 6 年 5 月 農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和6年5月20日(月)

開会 午前 9 時 3 0 分

閉会 午前 1 0 時 1 5 分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委 員 氏 名	出欠
1	天 本 純 子	出
2	黒 田 和 彦	出
3	酒 井 恵 美	出
4	佐 藤 幸 信	出
5	篠 原 浩 二	出
6	田 代 英 毅	欠
7	豊 増 義 治	出
8	永 渕 久 雄	出
9	久 富 正ノ介	出
10	松 隈 清 志	出
11	松 雪 昭 俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

2 番 黒田 和彦 委員 3 番 酒井 恵美 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	農地の競売に対する買受適格証明願承認について	2件
議案第5号	農用地利用集積計画について	94件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	5件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	11件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和6年5月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は10名、〇〇委員より欠席の連絡がございました。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番〇〇〇〇委員と議席番号3番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件、2筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について2件、2筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から社会福祉法人である譲受人への所有権移転でございます。

法人の農地取得につきましては、農地所有適格法人しか認められておりませんが、国のほうでは農福連携を推奨しており、不許可の例外として社会福祉事業等を行うことを目的として設立された法人は、①農地の全てを利用すること、②周辺の農地利用に支障がないこと、③農地を法人の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供することの3つの要件を満たせば農地を取得できることとなっております。

申請地の南側に、当法人が運営している保育園が隣接し、そこで園児の農業体験や農業保育のために取得を考えられており、念書におきましても地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付されていることから、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり、許可することに決定しました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から、耕作者である譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりでございまして、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付されていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

〇〇ですけど、土地の所在地で譲受人というか、前回の1号もそうでしたけど、えらい離れているんですけどどういう耕作をするんですか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

農地の所在につきましては、〇〇町のバイパスのほうがございまして、焼肉ウエストがあると思います。あちらの近所の農地になっております。

耕作者につきましては、現在そちらの農地で耕作をされておきまして、営農計画におきましては、キンカンやいちじくなど樹木の果実等について耕作をされるということで営農計画を立ててあります。

以上になります。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

現在耕作されているなら問題ないですけど、前回の〇〇もそげんやったけど、いちじくとかそういう果樹とかが多いですけど、周りとかなんともも同意されてるんでしょうけど、問題ないと思います。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

近隣でこの方について迷惑を被っているようなことは、事務局のほうで把握しておりませんので問題ないと考えております。

以上になります。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

ということは、地元の生産組合か何かが、ちょっと見よってもらおうということですよね。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

地元のほうで見ていただいたり、もしくは農地パトロールで見ていただくことになるかと考えております。

以上になります。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長

ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について1件、2筆でございます。

議案第2号、番号1の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請人が相続により譲り受けられました農地で農業を行うために、農家住宅及び農業用倉庫を建てるため転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりでございまして、参考事項の排水計画の雨水は南西側既存側溝へ放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、通帳の写しと融資証明書が添付をされております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、第1種農地は原則不許可でございますが、例外許可といたしまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものという事項がございます。

本申請は、周辺の地域に居住する者の住宅となり、集落にも接続していることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元の委員さん、何かございませんか。

〇〇委員どうぞ。

8番委員

8番の〇〇です。

15日に皆さんと現場を確認に行きましたけど、大丈夫ですね。排水もちゃんとありましたし、問題ないと思います。お願いします。

議長

ただいま〇〇委員から御意見を頂きましたが、ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について4件、5筆でございます。

議案第3号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものについて3件、4筆、使用貸借権設定に係るものについて1件、1筆の申請がございました。

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第3号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、建て売り分譲事業を行うため、転用申請されたものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりであり、参考事項の排水計画の雨水は西側既存水路へ放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、融資元の残高証明書が添付をされております。

5ページに位置図、6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可しうると判断をしております。

以上、議案第3号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めます。

地元委員は何かございませんか。

〇〇委員どうぞ。

1番委員

〇〇です、おはようございます。

この土地は、以前より計画を地区でやっておりました 50 戸連たんの中に入っておる土地でありますので、上下水道も〇〇町は完備しております。

雨水は、隣に 1 メートル 30 センチぐらいの大きな用水路がございますので、そちらのほうに流すようにいたしておりまして、皆さんと 15 日に現地確認に行きましたところ、適切な行いをされておりますので、許可させていただければと思います。ありがとうございます。

議長

ただいま〇〇委員から御意見を頂きましたが、ほかにはございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 3 号、番号 1 の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号、番号 2 及び番号 3 の案件につきましては、関連することから一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 3 号、番号 2 及び番号 3 の申請の詳細につきましては、別冊資料 1 の農地転用許可申請審査調書の 7 ページから 9 ページを御参照願います。

別冊資料 1 の 7 ページをお願いいたします。

この案件につきましては、隣地に分家住宅を建てるにあたり、開発に必要な 2 メートル幅の通路を制定するために転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、北側側溝へ放流される計画となっております。

8 ページに位置図、9 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照願います。

農地区分につきましては、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第 1 種農地の立地基準では、原則不許可となっておりますが、例外許可として申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるものという事項がございます。今回の申請は、申請地東側の農地に分家住宅を建てることに伴う、一体利用での転用であり、その目的に供するために行うと判断できることから、農地転用は許可しうると判断をいたします。

以上、議案第 3 号、番号 2 及び番号 3 の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さんから何かございませんか。

〇〇委員、地元で何かございませんか、御意見は。

7番委員

あの、なんも聞いとらんやったけど。

5 月 15 日に、〇〇町の現場に、私と〇〇委員さん、〇〇委員さん、あと事務局と、合流して現地を見ました。

それで、いろいろ話をしましたけど、一応問題はないということで解散しましたので、報告いたします。

議長

ありがとうございます。ただいま、〇〇委員から御意見を頂きましたが、ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 3 号、番号 2 及び番号 3 の案件について許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号、番号 4 の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは4ページをお願いいたします。

議案第3号、番号4の申請の詳細につきましては別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の10ページから12ページを御参照願います。

別冊資料1の10ページをお願いいたします。

この案件につきましては、将来のことを考え、祖母所有の申請地に孫夫婦が分家住宅を建てるため転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は浸透枳を設置する計画となっております。また、資金計画については、融資証明書が添付されております。

11ページに位置図、それから12ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、第1種農地は原則不許可でございますが、例外許可として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものという事項がございます。

本申請は、周辺の地域に居住する者の住宅となり、集落にも接続していることから農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第3号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さん何かございませんか。

〇〇委員どうぞ。

7番委員

さっき言ったごと、現地で何で、そういう説明をせやんてん、言うとってくださいよ、いじめられよごたる。

さっきと同じで、3人で話して、現地で結果を出しました。異議はありません。

議長

ほかにございませんか。無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号4の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

それでは、議案第4号を議題といたします。

議案第4号、農地の競売に対する買受適格証明願承認について2件、6筆でございます。

議案第4号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは5ページをお願いいたします。

議案第4号、農地の競売に対する買受適格証明願承認につきまして2件、6筆の申し出がございましたので、承認を求めます。

当該地は競売物件のため、買い受け希望者が農業者として農地を取得する資格があることを証明するものでございます。

買受適格証明書の交付につきましては、農地法の許可の手續に準じて行うこととなっているため、今回の件につきまして、農地法第3条許可相当であるか否かを判断していただくこととなります。

議案第4号、番号1の申請人の耕作面積は記載のとおりでございます。営農計画書も添付をされていることから、農地取得後も全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等から見ても問題がないと判断できそうですが、本日お配りしている参考資料を御覧ください。横長の表になっているやつでございます。

1番の農地につきましては自作となっておりますが、2番は使用貸借権、3番から5番につきましては賃借権が設定をされております。

2番から5番の農地の耕作者につきましては、先月の定例会においてそれぞれの農地の買受適格証明の承認を受けられており、これらについての農地法第18条による合意解約の意思は示されておられません。

また、農林水産省通知の農地法関係事務に係る処理基準において、賃借権が設定されている農地の所有権を取得しようとするものが、自らの耕作に供することが可能となる時期が許可の申請のときから1年以上先である場合には、所有権の取得を認めないことが適当であるとありますことから、1番と2番の農地については買受適格証明の発行は可能であると判断をいたしますが、3番から5番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃借権が令

和 13 年及び 15 年まで設定されており、農地法第 18 条による合意解約もされていないため、耕作可能となる時期が申請されたときより 1 年以上先になることから、農地法第 3 条第 2 項第 1 号、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合、これを許可することができないに該当し、買受適格証明の発行はできないものと判断をしております。

以上、議案第 4 号、番号 1 の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

〇〇ですけど、先月のとき聞いてる、競売に権利があるかないかということで、あったと思いますけど、売買と一緒にですけど、この申請人は耕作されてるんですか、さっきも聞いたんですけど、どうでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

お尋ねのところが 2 番から 5 番の農地の耕作者の〇〇さんのことだということでお答えをさせていただきますと、利用権の設定がされてありますので、こちらの農地について〇〇さんが耕作をされてある状況です。

こちらの〇〇さんがこの競売に対して、2 番から 5 番の農地について、参加したいということで、先月定例会において適格証明の申請をされ、皆さんに承認いただいたところでございます。

ですので現時点では、耕作者は〇〇さん、自作の状態ではないということになっております。

以上になります。(発言する者あり)

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

耕作者は〇〇さん、分かりますけど。この申請人は、買う人でしょうこれ、〇〇さんちゅう人が。この人が、結局耕作しよかんとでけんでしょ。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

申請書の中で、〇〇さんのほうが1番から5番の農地について競売に参加し、落とした後は耕作しますということで申請をされてあります。

ただ、現実問題として3番、4番、5番につきましては、先ほど事務局が説明しました1年以上先に耕作をするということが認められないので、認められないという結果を出そうというところで審議をしていただけたらと思っておるところです。

以上になります。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

私が言ったのは、契約で〇〇さんしとるけん。契約の残ったときは分かりますよ。

ただ、その〇〇さんという人が、そのあと耕作するんですか、現在もどこかしてあるんですか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

〇〇さんのほうの申請につきましては、鳥栖市内ではない状態で近隣の久留米市だったり、あとは吉野ヶ里町だったりというところに農地をお持ちということで、耕作証明の添付がされているところでございます。

それで、説明の中でも申し上げておりますとおり耕作権を〇〇さんが持っているので〇〇さんにつきましては耕作が不可能になると考えております。

以上になります。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

〇〇さんは何？

議長

はい、事務局。

事務局

〇〇さんにつきましては、耕作については不可能と考えておりますので、承認のほうは出せないと判断しております。

以上になります。

7番委員

承認できないっちゅうことですね。

事務局

競売で落としても、耕作はできないということですね。

7番委員

競売はできないということですね。

事務局

そうですね、資格がないっていうことになりますので、競売には参加できると思いますけれども。

7番委員

自分たちの考えちゅうか、この話合いせやんとは、売買の資格があるかっちゅうことは、こないだから言いよるごと、耕作する仮定で売買するっちゅうことでしょ。

人に頼んで売買はできないっちゅうことをもうちょっとはっきりしとかんといかんけんが、今質問しました。

以上です。

議長

よろしいですかね。

はい、ほかにございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

9番委員

それでは、私のほうから一言申し上げます。

資料の中の耕作者の〇〇さんは〇地区の担い手となってもらう大事な人材でございます。

最初は、アスパラを栽培するところからスタートをしておりますが、現在米麦についてももう積極的に栽培を行っております。

そういった中で今回の競売は自ら耕作している農地でもあることから、規模拡大の絶好の機会だと考えられます。

こういった状況でありますので、先ほどの事務局の説明もあったように、耕作者である〇〇さんは先月の定例会で既に適格証明の承認を得てあることから、農地法 18 条の合意解約をすることは考えにくいので、3 番から 5 番の農地については今事務局から説明があったとおりであると思われます。

そういうところです。

議長

ただいま、〇〇委員からご意見を頂きましたが、ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号1の案件について、〇〇町148番、及び〇〇町1239番1については承認することに、それ以外の〇〇町1248番1、〇〇町908番及び〇〇町1249番については不承認とすることについての賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件はそのように決めます。

なお、不承認の理由は、農地法第3条第2項第1号の権利を取得しようとする者が、その取得後において耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合、これに該当するといいたします。

次に、議案第4号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、番号2の申請人につきましては、耕作面積は記載のとおりでございます、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付されていることから、農地取得後も、全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等から見ても問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可の要件には該当しないものと考えられますので、買受適格証明の交付はできるものと判断をいたしております。

以上、議案第4号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号2の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに

決定いたしました。

次に、議案第 5 号を議題といたします。

農用地利用集積計画について 94 件、235 筆でございます。

議案第 5 号、番号 1 から番号 94 につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、6 ページから 30 ページをお願いいたします。

議案第 5 号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により 94 件、235 筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、30 ページの農用地利用集積計画集計表をもとに一括して御説明いたします。

30 ページをお願いいたします。

1 の利用権設定の中の(1)地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が 36 万 3,884 平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」「麦」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が 206 件、33 万 4,378 平方メートル、使用貸借権が 21 件、2 万 9,506 平方メートル、総合計が 227 件、36 万 3,884 平方メートルとなっております。

次に、2 の所有権移転につきまして、設定件数は 8 件、地目「田」の設定面積は 1 万 9,342 平方メートルとなっております。

次に、3 の申請者の状況につきましては、貸人が 88 名、借人 26 名、渡人 5 名、受人 4 名、申請枚数は 94 枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第 5 号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第 5 号、番号 50、番号 51 及び番号 90 の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限に該当いたしますので委員の退席を求めます。

最初に番号 50 及び番号 51 の案件について審議いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(8 番委員退室)

議案第 5 号、番号 50 及び番号 51 の案件について質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 5 号、番号 50 及び番号 51 の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(8 番委員入室)

次に、番号 90 の案件について審議いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(1 番委員退室)

議案第 5 号、番号 90 の案件について質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 5 号、番号 90 の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1 番委員入室)

次に、番号 50、番号 51 及び番号 90 を除く案件について質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 5 号、番号 50、番号 51 及び番号 90 を除く案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第 1 号から報告第 3 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは 31 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして 2 件、2 筆が提出され、いずれも市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、32 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして 5 件、9 筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に 33 ページから 34 ページをお願いいたします。

報告第 3 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知につきまして 11 件、16 筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し 6 か月以内の合意解約であり解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第 1 号から報告第 3 号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

次にその他の事項で、事務局からお願いします。

事務局

そうしましたら、本日お配りしている資料の説明を行いますので、資料の準備をお願いいたします。

まず、A4の横のものから説明をいたします。資料の2をお願いいたします。

令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知によりまして、農業委員会は5月末までに総会において推進員等の最適化活動の点検・評価をすることとなっております。

この通知に基づきまして、各委員、推進委員に御提出を頂いておりました別紙様式3、こちらの資料の2になりますけれども、先月お願いしたのになります。

こちらを使用して農業委員会で点検・評価をすることとなっております。

まず、資料の右下枠に各委員さんから1年間の最適化活動を実施いただき、その活動実績、成果実績につきまして自己点検・評価を記入していただいておりますのでございます。

資料の左下、2、農業委員会による点検・評価の欄の全体としての標語につきましては、各委員の活動日数、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に関しまして、それぞれ目標の達成状況の割合に応じて点数をつける標語を記入しておりますので、御確認のほうをお願いをいたします。

続きまして、資料の3をお願いいたします。

資料の2と同様に、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知によりまして、農業委員会は5月末までに総会において、農業委員会の最適化活動の点検・評価をすることになっております。

先ほどのA4の点検・評価につきましては、各委員さんたちについての評価となりまして、こちらのA3のものにつきましては農業委員会の点検・評価となっておりますのでございます。

この点検・評価につきましては、別紙様式4で行うこととなっておりますので、内容について御説明をいたします。

まず、1、最適化活動の目標、成果目標の(1)農地の集積の目標 74.1%に対しまして、今年度末の集積面積は923ヘクタールでございまして、実績といたしまして74.4%となりました。達成状況といたしましては、達成率は100.4%となっております。

(2)遊休農地の解消等につきまして、緑区分解消面積目標 1.2ヘクタールに対しまして実績はゼロであり、達成率は0%となりました。

(3)新規参入の目標 11.5ヘクタールに対しまして、実績は0であり、達成率は0%となりました。

次に、2、最適化活動の活動目標の(1)推進員が最適化活動を行う日数の目標、8日に対して、実績は7.5日となり、目標は達成することができませんでした。

(2)活動強化月間の目標を3回としておりましたが、今年度、令和5年度は2回の実績となっております。新規参入相談への参加目標を2回としておりましたけれども、推進員等が参加する機会がなかったため、0回となっております。

3、点検評価につきまして、農業委員会の点検・評価結果といたしましては、これらのことを踏まえ、目標に対して期待どおりの結果が得られたとなっております。

また、推進員等の点検・評価結果につきましては、先ほど御説明をした、資料の2によりまして、目標に対し、期待を大幅に上回る結果を得られた方が0人、目標に対し、期待を上回る結果を得られた方が2人、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が16人、目標に対して期待をやや下回る結果となられた方が25人となっておりますのでございます。

以上、資料の2、3についての説明とさせていただきます。

議長

事務局より説明がありましたが、説明の中でもありましたように、総会において最適化活動の点検・評価をすることになっておりますので、委員の皆さんから御意見等がございましたらお願いいたします。

何かございませんかね。

そうしましたら、私のほうで事前に見させていただきました。

各委員目標に向かって最適化活動を実施していただき、目標を達成できた方、できなかった方、それぞれいらっしゃいます。また、なかなか一人一人に評価を下すというのは難しいものだと思っておりますので、A3の資料3の1番右枠に評価結果が4項目載っております。

そちらの各項目について、私のほうから総括的に意見を述べさせていただき、御異議がなければその内容を意見とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、目標に対して上回る結果については、今後は多くの方へ最適化活動について知ってもらい取組みをお願いします。

次に、目標に対して期待どおりの結果については、さらなる最適化活動の取組みをお願いします。

最後に、目標に対して下回る結果については、目標の達成に向けた取組みをお願いします。

以上のような意見となりますが、皆さんから御意見等はございますか。

ありませんかね。

はい、よろしいですね。それでは先ほどの3項目に該当する、それぞれの意見を総会で出た意見とさせていただきます。

この件は、一応終わりです。

それでは、その他の項目で皆さんのほうから何かございますか。

無いようですので、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和6年6月20日木曜日、午前9時半より3階大会議室1で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____